

令和4年度

監査年報

—監査のあらまし—

平塚市監査委員事務局

令和5年 10月

目 次

1 令和4年度監査実施状況	1
(1) 財務（定期）監査	1
ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務） ..	1
イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査	10
(2) 行政（重点）監査	15
ア 重点テーマ「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」	15
イ 監査対象	15
ウ 監査結果	15
(3) 随時監査	17
ア 工事監査	17
(4) 財政援助団体等監査	17
ア 出資団体監査	17
イ 指定管理者監査	18
(5) 決算審査	20
ア 令和4年度平塚市公営企業会計決算意見について	20
イ 令和4年度一般会計・特別会計決算意見について.....	22
(6) 財政健全化審査	25
ア 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について.....	25
イ 健全化判断比率審査の結果	25
ウ 資金不足比率審査結果	26
(7) 現金出納検査	26
ア 現金出納検査の結果	26
(8) 工事現場視察等	26
2 住民監査請求	27
(1) 年度別請求件数等（過去5年間）	27
(2) 請求事案及び処理結果（過去5年間）	27
3 監査の体制	28
(1) 監査委員	28
(2) 監査委員事務局	28

1 令和4年度監査実施状況

平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して、次のとおり監査を実施した。

(1) 財務（定期）監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施した。対象は、前期（4～6月）は令和3年度分、後期（10～2月）は令和4年度分とした。
- ・小学校及び中学校における予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理事務並びに幼稚園及び公民館における財産管理事務の現地調査及び監査については、9～10月に実施した。

ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）

(ア) 監査対象部局・監査対象課・監査実施日

監査対象部局 (機構順)	監査対象課	監査実施日
市長室	危機管理課	令和4年5月30日
企画政策部	企画政策課、財政課	令和4年6月29日
総務部	行政総務課、職員課	令和4年11月22日
産業振興部	産業振興課	令和4年11月22日
市民部	協働推進課、市民課	令和4年6月29日
福祉部	高齢福祉課、地域包括ケア推進課	令和4年11月22日
健康・こども部	こども家庭課	令和5年2月22日
環境部	環境政策課、収集業務課	令和4年5月30日
まちづくり政策部	開発指導課、建築指導課	令和5年1月27日
都市整備部	みどり公園・水辺課	令和5年2月22日
土木部	下水道経営課（一般）、下水道整備課（一般）	令和5年2月22日
	下水道経営課（企業）、下水道整備課（企業）	令和5年3月24日
行政委員会等	監査委員事務局、農業委員会事務局	令和5年1月27日
教育総務部	教育施設課	令和4年5月30日
学校教育部	子ども教育相談センター	令和5年1月27日
社会教育部	中央図書館、美術館	令和5年1月27日
市民病院	経営企画課、病院総務課、医事課	令和4年4月25日

(注1) 網掛け…財務に関する事務で、指摘又は要望事項があり、措置内容があるもの

(注2) 下線…財産の管理事務（備品や施設等）で、指摘事項等の記載があるもの

(イ) 監査結果

a 指摘・要望事項 (財務や財産に関する事務で、文書により公表したもの)

指摘事項 12件
要望事項 2件 合計 14件

分類

指摘事項	①法令に違反すると認められる事案 ②予算目的に反していると認められる事案 ③不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 ④事務処理等が適切でないと認められる事案 ⑤経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 ⑥事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ⑦前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
要望事項	要望又は付言をする必要があると認められる事項 (改善を求める事項が監査対象部課にとどまらず他部課にも関連する場合、その事務を総括する部課に対し要望事項として全体的な対応を求める)

- ・財務や財産に関する事務の執行について、次の記載以外の課 (要望事項を受けた課も含む。) については適正に行われているものと認められた。

○ 市民病院 経営企画課、病院総務課、医事課 (令和4年4月25日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、新館カーテン及びロールカーテンの賃貸借契約の変更における契約日を原契約の期間内に行うべきところ、契約期間満了日の翌日の日付で行っていた。契約期間中に当事者間で契約期間の延長について合意ができていたことから、本件は事務手続き上の誤りとして認めるところであるが、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 契約締結日については、契約書の締結起案時に、担当者による再確認の徹底と、決裁時に課長及び担当長によるチェックを強化します。 今後も地方公営企業法施行令、平塚市病院事業契約規程等に則り適正な事務の執行に取り組んでいきます。

○ 環境部 収集業務課（令和4年5月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財産の管理事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 市有財産のごみ集積所使用において、平塚市市有財産規則に基づく必要な手続きの漏れがあった。所管する市有財産の管理を徹底するとともに、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>（1） 今後は、所管する土地の使用状況を精査するとともに、市有財産（普通財産）を地域住民のごみ集積所として使用させる際は、平塚市市有財産規則に基づき、「貸付け」等の手続きを遅滞なく行います。</p>

○ 教育総務部 教育施設課（令和4年5月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>その他 （要望事項）</p> <p>（1） 本市の小学校及び中学校の一部敷地において、国有財産賃貸借料の支出をしているが、学校用地の継続性を考慮すると、今後も固定費として、長期的に多額な財政負担の発生が見込まれる。</p> <p>土地所有者である国の意向や、購入を視野に入れた比較検討等を経て現在の賃貸借契約に至ったものであることは理解するところであるが、今後到来する契約更新等の機会に向けて、市全体としての財政状況等を踏まえ、関係課と連携して継続的な見直し検討を実施されたい。</p>	<p>（1） 今後、国有財産賃貸借契約更新等の際には、貸付人である国の意向を確認した上で、関係各課も交えて購入若しくは賃貸借について比較検討等を実施いたします。</p>

○ 市民部 協働推進課（令和4年6月29日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 平塚市協働事業審査会委員報酬の執行について、支出負担行為の時期に誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>（1） 今回、支出負担行為の時期に誤りがあったことから、今後は報酬の執行事務手続きを確認するチェックリストを作成し、担当内でのダブルチェックを徹底するとともに、市財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行います。</p>

○ 総務部 行政総務課（令和4年11月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>(1) 契約事務において、文書発送事業の委託契約で受託者と協議して作業実施期間を変更したが、その内容が仕様書に反映されていなかった。平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 保守点検時期について、受託者との協議により変更（3月及び9月）しましたが、仕様書の変更について遺漏がありました。このため、協議内容について、受託者と新たに覚書を締結しました。</p>

○ 総務部 職員課（令和4年11月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>(1) 契約事務において、職員福利厚生事業の消耗品購入で随意契約の適用条項誤りがあった。平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約事務を行う際、特に選定業者が一人となる随意契約の場合においては、平塚市契約規則及び平塚市随意契約ガイドラインの規定に基づき、適用する条項が適当であるか二重確認を行うなど、適正に事務を執行してまいります。</p>

○ 行政委員会等 農業委員会事務局（令和5年1月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>(1) 収入事務において、窓口収入した証明書手数料の調定金額及び納入金額に誤りがあった。また、繰り越した国庫支出金の調定手続がされていなかった。 平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 調定伝票は件数と納入金額を明記するように変更し複数人でチェックできるように改めるとともに、会計へ納入の際にも窓口で金額と照合し再確認します。 また、繰り越した国庫支出金の調定がされていなかったことについては、今後は財務規則に則り適切に調定手続をするよう事務処理を行います。</p>

○ まちづくり政策部 建築指導課（令和5年1月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 収入事務において、建築確認及び許可申請等手数料の納入通知書に納期限が設定されていないものが散見された。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>（1） 根拠の条文を確認し、担当内で情報共有を図り、直ちに納期限を明記することとしました。また、記載状況について複数人でチェックすることとしました。</p>

○ 学校教育部 子ども教育相談センター（令和5年1月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 収入事務において、自動販売機の設置に関し、許可条件に売上等報告書の提出期日が設定されていないものがあった。教育財産使用許可に伴う許可条件への一部協議事項が、許可条件ではなく決定通知書に記載されていた。また、納入通知書の納期限に設定誤りがあった。</p> <p>契約事務において、物品修繕の随意契約に適用条項の誤りがあった。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>（1） 自動販売機の設置に関し、許可条件に売上等報告書の提出期日を設定し、教育財産使用許可に伴う許可条件への一部協議事項についても、決定通知書ではなく許可条件に記載しました。また、納入通知書の納期限の設定誤りについては、平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行をしてまいります。</p> <p>契約事務を行う際には、適用する条項が適当であるか二重確認を行うなど適正に事務を執行します。</p>

○ 社会教育部 美術館（令和5年1月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>(1) 収入事務において、レストラン使用の納入通知書に納期限の設定誤りがあった。 条例等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。 契約事務において、施設管理運営委託料の随意契約に適用条項の誤りがあった。 平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) レストラン使用料の納期限については、財務規則第41条を根拠に「通知の日から2週間以内」と設定してきたものですが、同条には「法令、条例、規則その他別に定めがある場合のほか」という記載があり、美術館設置条例第10条第4項が「毎月15日までに納付しなければならない」となっているため、条例に基づく納期限に改めます。 契約時の適用条項の誤りは、入札不調のため随意契約となった際、適用条項として地方自治法施行令167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」をシステム上で入力すべきところを、誤って他の号を入力したものです。ダブルチェック等による確認に努めます。</p>

○ 健康・こども部 こども家庭課（令和5年2月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>(1) 収入事務において、負担金や返還金に納期限の設定誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務については、平塚市財務規則等を再度確認し、適正な事務の執行に努めます。</p>

○ 都市整備部 みどり公園・水辺課（令和5年2月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>(1) 契約事務において、物品修繕や賃貸借の随意契約に適用条項の誤りがあった。平塚市契約規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 物品修繕や賃貸借における随意契約（平塚市契約規則第39条ただし書1号）の特例条件について、課全体で再度確認を行いました。 今後十分注意し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 土屋霊園の公園墓地管理における管理料の未納額について、受益者負担の公平性を確保する観点から更なる圧縮に努められたい。その際、支払手段の拡充など未納を増やさないための仕組みづくりとともに、未納となった管理料が時効により債権消滅しないための対策を強化されたい。</p> <p>さらに、長期間に渡り未納となっている墓地に対する中長期的な対応策について、他自治体や民間事業者の手法など幅広く研究して、多死社会の到来や墓じまいの増加といった社会情勢に適切に対応できるよう努められたい。</p>	<p>(1) 管理料未納者に対しては、6月に督促状、7月・10月・1月に催告状の送付をしています。督促・催告を行っても納付のない債権者については、「適正な債権管理のための運用基準」に沿って債権管理を行います。また、引き続き口座振替による支払いを推奨するなど未納を増やさないための対策を強化してまいります。</p> <p>墓地という施設の特徴から、まずは上記の方法により債権者との接触を試み、長期間に渡る管理料の滞納解消に努めたいと考えております。しかしながら、近年の社会情勢に柔軟に対応した手法についても、他自治体や民間事業者の研究を通して、十分に検討してまいります。</p>
--	--

○ 土木部 下水道経営課（一般会計分）、下水道整備課（一般会計分）（令和5年2月22日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、国庫支出金の調定手続きが未実施であった。契約事務において、受注者は、選任した業務責任者を業務履行までに発注者に通知するものと契約約款第5条第3項にあるが、通知を受けていなかった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘事項を受け、平塚市財務規則及び契約約款の再確認を実施するとともに、マニュアル及び必要書類等を整備し、処理漏れがないよう、適正な事務の執行に努めます。</p>

b 主な指摘項目 (aの指摘事項を含む。)

- (a) 歳入
 (i) 指摘した課 6課
 (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (b) 歳出
 (i) 指摘した課 8課
 (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (c) その他
 (i) 指摘した課 1課
 (ii) 主な指摘項目 下記表参照

分類

未作成	作成すべき書類を作成していない
時期誤り	書類の日付の記載(時期)に誤りがある
金額誤り	金額の記載に誤り(未更正を含む。)がある
その他の記載誤り、漏れ	日付、金額以外の記載に誤りがある
印漏れ、誤り	押印が漏れて(誤って)いる
(入札)適用条項誤り	入札にあたっての適用条項に誤りがある
(随意契約)適用条項誤り	随意契約にあたっての適用条項に誤りがある
実態とのかい離	契約と実態にかい離がある
その他の誤り(上記以外)	上記以外の誤りがある
	主な指摘項目
歳入 19件	調定 ・時期誤り、漏れ 2件 納入通知書兼領収書または納付書 ・時期誤り、漏れ 14件 その他収入関係 ・金額誤り・漏れ 1件 ・未作成 1件 ・その他の記載誤り・漏れ 1件
歳出 11件	契約執行伺 ・(随意契約)適用条項誤り 6件 ・実態とのかい離 2件 執行伺 ・時期誤り・漏れ・未設定 1件 契約書、請書 ・実態とのかい離 2件
その他 2件	その他 ・その他の誤り(上記以外) 2件

- ・財産の管理事務(備品の管理事務を除く。)については、次の記載以外の課については良好に管理されていた。

○ 学校教育部 子ども教育相談センター（令和5年1月27日監査実施）

施設名	監査結果
子ども教育相談センター	網戸枠の腐食劣化 サッシに錆、網戸の劣化・開閉不良 1階廊下東側天井一部にしみ プレイルーム等の壁に陥没、クロスめくれ、しみ プレイルームB南側蛍光灯のちらつき（安定器の不具合のため、業者対応が必要） 揚水ポンプ2号機パッキンからの水漏れ

○ 社会教育部 中央図書館（令和5年1月27日監査実施）

施設名	監査結果
中央図書館	外壁躯体（爆裂、浮き、クラック、白華） 屋上周り（笠木浮き、水たまり、ガラリ錆、排水溝（ドレイン）詰まり、コーキング劣化） 内壁等（雨漏り跡、窓ガラスのひび割れ、クラック） 洗面器（排水不良） 給排水設備配管（腐食） 常閉防火設備（扉密閉せず） 防火シャッター（危険防止設備なし）

○ 社会教育部 美術館（令和5年1月27日監査実施）

施設名	監査結果
美術館	仕上げ土間コンクリートに軽微なクラックあり（敷地北西） 仕上げ土間コンクリートに隆起あり（2階屋外） コンクリートブロック表面仕上げ部に軽微なクラックあり（敷地西側）

○ 土木部 下水道経営課（企業会計分）下水道整備課（企業会計分）（令和5年3月24日監査実施）

施設名	監査結果
撫子原ポンプ場	①管理棟屋根 目地材の劣化、フロアのひび割れ、トップライトのモルタル剥がれ、パラペットにクラックあり ②管理棟外壁 複数個所にクラック及び錆汁、サッシ廻りシーリング材の劣化、扉下部の腐食あり ③管理棟電気室 北側扉付近にしみ、壁・床複数個所にクラックあり ④管理棟エンジン室 床にクラックあり ⑤除塵機棟屋根 目地材の劣化及び浮き、床ひび割れあり ⑥除塵機棟外壁 東側角モルタル剥がれ、窓シーリング材の劣化あり ⑦除塵機棟内装 東側壁にクラックあり

イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査

(ア) 対象施設（令和4年10月31日監査実施）（令和4年9月に現地調査）

小学校 10校	旭、岡崎、金田、土屋、吉沢、金目、勝原、松延、みずほ、山下
中学校 5校	土沢、金旭、山城、金目、旭陵
幼稚園 1園	ひばり
公民館 9館	大神、富士見、旭北、大野、南原、横内、須賀、松が丘、四之宮
計 25施設	

(イ) 監査結果

a 小学校、中学校、幼稚園

- (a) 経理事務の状況 適正
 (b) 備品の管理状況 良好
 (c) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。
 要望事項1件（学校施設）

小学校 10校

小学校名	監査結果
旭小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 屋上周り パラペットのクラック、爆裂、破損</p> <p>②北棟校舎 屋上周り 押えモルタル破損</p> <p>③北棟校舎 防火扉のドアクローザー不良</p> <p>④北棟校舎 防火シャッターの堅穴区画に防煙性能のないスラット設置</p> <p>⑤北棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>⑥北棟校舎 防火シャッターの堅穴区画にヒューズ装置設置</p> <p>⑦南棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>⑧南棟校舎 防火シャッターの手動閉鎖装置不良</p> <p>【遊具】</p> <p>①バックネット ネットの破損、塗装剥離</p> <p>②ダックアウト 一塁側：腐食・塗装剥離、屋根の変形 三塁側：腐食・塗装剥離、屋根の変形</p> <p>3 備品については、335点中50点を実査し、良好に管理されていた。</p>
岡崎小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①本校舎 外壁の爆裂</p> <p>②本校舎 掃除流しドアのドアノブ破損</p> <p>③本校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>④屋内運動場 防火シャッターの点検口未設置、ケース確認できず</p>

	<p>⑤屋内運動場 防火シャッターの危害防止装置未設置 ⑥南棟校舎 屋上面の伸縮目地より雑草</p> <p>【遊具】</p> <p>①木製平均台 土台・本体の腐朽 ②円形鉄棒 支柱・接合部の腐食 ③単柱バスケットゴール 支柱の塗装剥離 ④丸太ステップ 腐朽</p> <p>3 備品については、259 点中 45 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金田小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 屋上面の伸縮目地より雑草 ②北棟校舎 防火シャッターの堅穴区画に防煙性能のないスラット設置 ③北棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>【遊具】</p> <p>6 連ブランコ 腐食・塗装剥離、座板の破損、座板金具及びロックチェーンの摩耗進行中</p> <p>3 備品については、276 点中 46 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
土屋小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【遊具】</p> <p>①放射型滑り台 床板の腐食、指挟み込み 2 箇所 ②低鉄棒 16 連 握り棒の腐食ザラツキ、支柱の腐食 ③高鉄棒 3 連 握り棒の腐食ザラツキ、塗装剥離・腐食 ④サッカーゴール（角パイプ） 土台の腐食破損、全体の腐食 ⑤タイヤステップ グラツキ</p> <p>3 備品については、152 点中 43 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
吉沢小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていた。 3 備品については、257 点中 46 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金目小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、326 点中 45 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
勝原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、335 点中 47 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松延小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、282 点中 46 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
みずほ小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、221 点中 52 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
山下小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、356 点中 46 点を実査し、良好に管理されていた。</p>

中学校 5校

中学校名	監査結果
土沢中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①中棟校舎 屋根ケラバモルタルの落下</p> <p>②中棟校舎 防火扉の危害防止装置未設置</p> <p>③南棟校舎 防火扉の危害防止装置未設置</p> <p>【遊具】</p> <p>①鋼製サッカーゴール ゴールネットの破損</p> <p>②バスケットゴール 防護マットの欠落、バックボードの摩耗、フレームの腐食</p> <p>3 備品については、356 点中 60 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金旭中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 外装タイルの浮き</p> <p>②北棟校舎 階段手摺が設置されていない</p> <p>③北棟校舎 給水タンクの高架水槽下面 点検不能</p> <p>④北棟校舎 防火扉の危害防止装置未設置</p> <p>⑤北棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>⑥南棟校舎 階段手摺が設置されていない</p> <p>⑦南棟校舎 防火扉の危害防止装置未設置</p> <p>⑧南棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>⑨中棟校舎 外階段手摺が設置されていない</p> <p>⑩中棟校舎 防火扉の危害防止装置未設置</p> <p>⑪中棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>【遊具】</p> <p>①可動式鉄棒 腐食、落下防止チェーンの破損・欠落</p> <p>②バスケットゴール（校舎側） 塗装剥離・腐食</p> <p>③バスケットゴール（道路側） 塗装剥離・腐食</p> <p>3 備品については、426 点中 57 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
山城中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①校舎 外階段手摺が設置されていない</p> <p>②校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置</p> <p>③技術科棟校舎 屋上面保護コンクリート目地の劣化・植物繁茂</p> <p>【遊具】</p> <p>①8連可動式鉄棒 支柱・接合部・握り棒の腐食、落下防止チェーンの破損・欠落</p> <p>3 備品については、418 点中 59 点を実査し、良好に管理されていた。</p>

金目中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、388 点中 53 点を実査し、良好に管理されていた。
旭陵中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、471 点中 62 点を実査し、良好に管理されていた。

幼稚園 1園

幼稚園名	監査結果
ひばり幼稚園	1 施設については、総体的に良好に管理されていた。 2 備品については、34 点中 34 点を実査し、良好に管理されていた。

○ 要望事項

学校施設において、是正を要する事項とは別に、建設当時の法律等には適合していたが現行の法律等には適合しない既存不適格である事項が見受けられた。既存不適格については、今後の大規模改修等を活用した中で、できるだけ早期に解消を図るとともに、施設の運用を工夫し、児童生徒の安全・安心の確保に努められたい。

b 公民館

- (a) 備品の管理状況 良好
(b) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。

公民館名	監査結果
大神公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていた。 2 備品については、47 点中 47 点を実査し、良好に管理されていた。
富士見公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。 ①屋根 仕上げのひび割れ ②屋根 パラペットのひび割れ ③外壁 塗膜の剥がれ ④外壁（2階視聴覚室、1階第1会議室、調理室） ふくらみ ⑤外壁 錆汁の発生 ⑥外壁（第2会議室） 目地から鉄杭のようなものが出ている ⑦建具（1階和室、2階集会室、2階視聴覚室） 窓ガラスのひび割れ ⑧内装（1階第1会議室、2階第3会議室、2階和室2） 天井にシミ ⑨内装（2階集会室） 出入り口付近の壁内のモルタル浮き（打音チェック） ⑩内装（1階第1会議室） 天井の内装材剥がれ ⑪外構（駐車場フェンス） 柱の錆 ⑫照明設備（1階湯沸室、1階男子トイレ、2階湯沸室） 灯具に錆び ⑬照明設備（2階集会室） 舞台用照明スイッチの温度上昇 2 備品については、36 点中 36 点を実査し、良好に管理されていた。
旭北公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。 ①建具（正面玄関上部の排煙窓） 施錠不可。針金で固定 ②内装（1階会議室） 天井にシミ ③外構（西側・北側フェンス） 基礎部分に亀裂 ④外構（東側金属フェンス） 留め金が腐食等により破損。針金で固定

	<p>⑤外構（駐車場） 地盤にひび割れ、陥没</p> <p>⑥照明設備（屋外分電盤） 鍵が破損。養生テープで固定</p> <p>2 備品については、32 点中 32 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大野公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>①外壁 細かいクラック、雨だれによる染み</p> <p>②内装（1階ホール） 強雨時に窓枠から漏水</p> <p>③外構（駐車場フェンス） 基礎部分に亀裂</p> <p>④外構（駐車場） 雨天時に中心に水が溜まる</p> <p>2 備品については、33 点中 33 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
南原公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>①建具 シーリング材が全体的に劣化</p> <p>②建具（2階ホール） 窓ガラスにひび割れ、破損</p> <p>③建具（1階事務室、2階ホール、2階ホール倉庫） 窓付近に衝突の危険性のある物（キャビネット、カラオケセット、荷物）を設置</p> <p>④内装（事務室） 天井にシミ</p> <p>⑤内装（2階トイレ） タイルに剥がれ</p> <p>⑥内装（1階図書コーナー） 天井に破損</p> <p>⑦内装 テレビ、音響機器の地震対策なし</p> <p>⑧内装（1階調理室） 流し台の扉なし</p> <p>⑨内装（2階ホール） スピーカー棚の腐食</p> <p>⑩内装（2階ホール） 音響機器に転倒の恐れ</p> <p>⑪内装（2階ホール倉庫） 物の落下の恐れ</p> <p>⑫内装（1階事務室） キャビネットの地震対策なし</p> <p>⑬外構（駐車場フェンス） 基礎部分に亀裂</p> <p>⑭外構（金属フェンス） 錆、歪み、破れ</p> <p>⑮外構（フェンス） 塩化ビニール板の劣化</p> <p>⑯空調・換気設備（調理室） エアコンの汚れ</p> <p>⑰照明設備（調理室） 蛍光灯の錆</p> <p>⑱照明設備（事務室） たこ足配線</p> <p>⑲照明設備（1階倉庫分電盤） 一部鍵なし。施錠不可。</p> <p>⑳非常用照明（1階調理室、1階廊下、2階給湯室、2階廊下、会議室）不点灯</p> <p>㉑非常用照明（1階事務室、会議室） 停電時不点灯</p> <p>㉒非常用照明（1階和室） 点検ヒモなし</p> <p>㉓非常用照明（トイレ、2階ホール） 非常灯なし</p> <p>㉔誘導灯（1階ロビー） 電池・ランプ交換時期</p> <p>2 備品については、32 点中 32 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
横内公民館	<p>1 備品については、19 点中 19 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
須賀公民館	<p>1 備品については、28 点中 28 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松が丘公民館	<p>1 備品については、36 点中 36 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
四之宮公民館	<p>1 備品については、23 点中 23 点を実査し、良好に管理されていた。</p>

(2) 行政（重点）監査（法第 199 条第 2 項）

重点テーマを設定し、定期監査の中で行政（重点）監査を実施した。

ア 重点テーマ

「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」

監査における着眼点を次のように定めた。

- (1) 庁用自動車は適切に管理運用されているか
 - ア 庁用自動車の保有状況は適切なものとなっているか
 - イ 庁用自動車が効率的に使用されているか
 - ウ 庁用自動車の運行管理は適切に行われているか
- (2) 庁用自動車における安全対策は適切に行われているか
 - ア 法令等に基づく定期点検、整備等は適切に行われているか
 - イ 庁用自動車による事故防止・交通安全対策は適切に行われているか

イ 監査対象

令和 3 年 4 月 1 日現在で、市が保有又は管理する庁用自動車（※）

※交通事故の発生状況については、過去の推移を調査するためこの限りではない。

※主に公道走行を目的としない庁用自動車は除外した。

例：パワーショベル、ショベルローダー、フォークリフト、アスファルトフィニッシャー等

ウ 監査結果

法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査を執行し、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を行った。

(ア) 監査結果

令和 4 年度の行政（重点）監査は、「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」をテーマとして、主に、庁用自動車の保有状況、使用状況及び運行管理状況並びに法令等に基づく定期点検・整備等及び事故防止・交通安全対策を着眼点に監査を実施した。

これを踏まえて実施した監査の結果は、前節のとおりである。今回の監査実施により、本市の庁用自動車に関する運用の実態が以下のとおり明らかになった。

まず、保有状況について、配置場所は、西八幡駐車を筆頭に庁用自動車が集約されるよう駐車スペースが確保されていた。ハイブリッド自動車及び電気自動車などの車両の導入が進んでいない状況が見られたが、令和 4 年度以降、原則としてガソリン車を購入しない方針のため、今後、環境に配慮した車両の増加が見込まれている。

次に、効率的な使用について、共用車は前回監査時の 11 台から 23 台へ 2 倍以上に増加しており、全庁として庁用自動車が効率的に使用できるよう運用されていた。一方で、予約をしたものの使用がなかった事例など通常の運用を阻害する予約も見受けられたので、より効率的な運用に努められたい。

次に、運行管理について、庁用自動車の管理に関するルールとして規程が施行され運用されていた。しかしながら、規程上運転日誌は管理者の確認、日常点検整備簿は整備管理者の確認が必要とされているものの、多数の課で確認されていなかったため、法令順守と安全確保を踏まえた上でより適切な管理方法について早急に検討すべきである。また、規程の対象から除外されていた消防本部の所管に属する庁用自動車については訓令等による定めはなかったことから、関係各課と調整を図り管理方法等について検討するよう努められたい。なお、維持費については、タイヤ交換及び燃料代は単価契約を行い、自

自動車損害保険は自動車損害共済に加入しており経済的に執行されていた。

次に、法令等に基づく定期点検、整備等について、日常点検等は、規程において確認の流れや様式が定められているものの、運転日誌及び日常点検整備簿について、様式自体を使用していなかった事例等が散見された。規程と実際の運用に大きな乖離がみられる点について、改善に向けた検討を進められたい。

最後に、事故防止・交通安全対策について、全庁的な取組として安全運転研修会や運転適性診断が行われており、また、グループウェアを活用して事故に対する注意喚起や安全運転に関する啓発をしていることを確認したが、一部の課においてアルコール検知器による酒気帯び確認が行われていなかったことや、職員の過失による事故も毎年発生していることから、更なる交通安全対策の強化に努められたい。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

庁用自動車の管理運用と安全対策においては、庁舎管理課が中心的な役割を担い、全庁的な管理を行っていた。一部の課ではそれに加え、車検や法定点検等の漏れ等が無いように対策を講じていた事例や独自の安全運転チェックシートを作成するなどの事例が見受けられた。総括的な管理に加え、さらに各課独自の努力がなされていることは、庁用自動車の有効な管理及び安全対策に寄与する取組であると考えられる。一方で、改善を図るべき運用も見受けられたことから早期の対応を望むところである。

自動車産業は 100 年に 1 度の変革期を迎えたとされている。本市では、令和 4 年 3 月策定の「平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2017 年度～2026 年度）中間見直し」において、温室効果ガスの排出量の削減に向けた重点的な取組項目の 1 つとして、代替可能な車両がない場合を除き、令和 12 年度までにすべての庁用自動車を電気自動車やハイブリッド自動車などの電動車とすることを目指し、率先して導入することとしている。令和 4 年度の補正予算において、ガソリン車購入経費を減額するとともに、電気自動車導入経費を増額しており、また、同年度以降は原則としてガソリン車を購入しないこととするなど、計画に向けた取組が着実になされている状況も確認したところである。

国の状況に目を向けると、令和 5 年度に地方自治体による脱炭素化の取組を後押しする新たな事業費を創設する方針が決定された。公共施設の省エネルギー化などに加え、地域脱炭素の重点対策の一つに位置付けられた公用車の電動車導入も対象とし、地方債を充当して導入した場合は元利償還金の一部を地方交付税で措置される見込みである。近年の本市の財政状況を鑑み、幅広く情報収集をしたうえで、有効な諸制度を活用することが望まれる。

科学技術の進展により自動車を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、電気自動車や安全対策、自動運転等の面で世界的に競争が激化している。また、不安定さを増している世界情勢や急激な円相場の変動は、燃料代をはじめとした維持費にも多大な影響を与えている。そこで、単に経過年数や総走行距離等を指標とする更新だけにとどまらず、交通事故防止の観点から、自動ブレーキやバックモニターといったヒューマンエラー防止を補完する技術を搭載した車両の導入を進められたい。さらに、車両の導入にあたっては、購入やリース等の様々な手法について、初期費用や維持経費、職員の負担軽減等、経済性や効率性の観点からそれぞれのメリットデメリットを検証しつつ、市として庁用自動車のあり方について検討を進め方向性を示すことを望むところである。

人口 25 万人を超える行政区域に鉄道の駅がひとつという本市の特性を考えると、今後も効率的な公務の遂行にあたり車両を活用する必要性は高い。しかし、車両はその利便性ととも、図らずも危害を与えてしまう可能性も内包していることを改めて認識し、効率的な公務の遂行と同時に市民・職員の安心安全に資するよう安全対策に取り組んでいくことを期待する。

(3) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

ア 工事監査

工事監査は、「地方公共団体の長等によって行われた工事が適法に合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったか。」を財務・技術両面を通して監査するものである。

監査に当たっては、計画、設計、施工管理、契約及び財務事務執行など全体にわたる監査を実施するものであるが、当初予定していた工事に内容変更が生じ、監査対象工事が不存在となったため中止した。

(4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

ア 出資団体監査

市が出資している団体（資本金等の4分の1以上を出資している法人）のうち、2団体について監査を行った。

(ア) 対象団体

- a 公益財団法人平塚市まちづくり財団（令和4年9月26日監査実施）
所管課：企画政策部 資産経営課
- b 公益財団法人平塚市生きがい事業団（令和4年10月24日監査実施）
所管課：福祉部 高齢福祉課

(イ) 監査結果

- a 指摘・要望事項（文書で公表したもの）
 - ・出納その他の事務の執行について、次の記載以外については適正に行われているものと認められた。

○ 公益財団法人平塚市まちづくり財団

監査の結果	措置の内容
(要望事項) (1) 収益事業における駐輪場や駐車場の管理運営について、近年、他自治体等においては様々な手法を活用することにより、市民にとって利便性の高いまちづくりの実現を目指す事例が見られる。この点について、本市では公益財団法人平塚市まちづくり財団が市の事業を補完し、市と共同で、あるいは市に代わってまちづくりを進めてきたことは十分に理解するところである。今後も、変わりゆく社会情勢を踏まえ、駐輪場や駐車場等の有効利用について、財団としてのノウハウを活用した政策的な提言を実行するなど、市の関係課とより一層連携して魅	(1) 【公益財団法人平塚市まちづくり財団】 駐車場や駐輪場を取り巻く環境については、新型コロナウイルスによる生活様式の変化や民間経営による施設の増加等を要因として大きく変わりつつあります。市の外郭団体である当財団がこれまで培ってきた管理運営のノウハウを生かしていくとともに、社会情勢を的確に捉え、市とともに活力あるまちづくりを推進します。 【資産経営課】 公益財団法人平塚市まちづくり財団は、市民の文化・スポーツ・まちづくりの振興等公益目的事業を市民に継続的に

<p>力的なまちづくりを実現していくことを要望する。</p> <p>また、市所管課には今後も指導的な役割を期待するとともに、先進事例の研究等により必要な見直しがあれば、あわせて進められたい。</p>	<p>提供していくため、収益事業である駐輪場及び駐車場の管理運営を本市と連携し行っています。</p> <p>駐輪場及び駐車場の管理運営については、引き続き財団と連携し、他市の事例等を参考にするなど、市民の利便性の向上及び効率的・効果的な管理運営を図ってまいります。</p>
---	--

○ 公益財団法人平塚市生きがい事業団

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 支出における委託契約について、契約日未記載の契約書が散見されたので、確認体制を強化されたい。</p>	<p>(1) 委託契約の契約日については、決裁完了後、事務局内で複数名での確認を徹底することにより、契約日を記載し、適正な事務執行を確保する旨、(公財)平塚市生きがい事業団から12月6日付けで報告を受けました。</p>

イ 指定管理者監査

2課2協定分、指定管理者2団体における事務執行について、令和4年10月24日に監査を行った。

(ア) 対象団体

- a 旧横浜ゴム平塚製造記念館
所管課：社会教育部 社会教育課
指定管理者：八幡山の洋館運営管理共同事業体
- b 湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場
所管課：社会教育部 スポーツ課
指定管理者：湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ

(イ) 監査結果

- a 指摘事項 (文書で公表したもの)

【旧横浜ゴム平塚製造所記念館】

○ 社会教育部 社会教育課

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 業務内容説明書において規定されている対象部課で実施すべき大規模改修について、建物附帯の地中水道管修繕が未対応であった。漏水箇所を特定して最少経費で修繕を実施するために、過年度において調査等を実施していたことは理</p>	<p>(1) 漏水箇所の特定に時間を要してしまいましたが、今後は速やかに対応し、適正な施設の維持管理に努めます。</p> <p>なお、建物附帯の地中水道管修繕について、漏水修繕工事を実施しました。</p>

<p>解するところであるが、健全な経費執行のため、市として速やかに対応されたい。</p> <p>(2) 対象部課において、対象団体から受理する月間業務報告書に添付すべき第三者に再委託した内容の報告及び収支状況が確認できる書類を受理していなかったため、適切に対処するよう対象団体を指導するとともに、確認体制を強化されたい。</p>	<p>(2) 当課と指定管理者双方で基本協定書に定められた月間業務報告書の内容を確認し、定められた書類を提出するよう指導しました。また、必要書類が提出されているか、課内の確認体制を強化いたします。</p>
--	--

○ 指定管理者：八幡山の洋館運営管理共同事業体

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象団体において、月間業務報告書に添付すべき第三者に再委託した内容の報告及び収支状況が確認できる資料を提出していなかったため、適切に対処されたい。</p>	<p>(1) 令和4年10月の月間業務報告書から第三者に再委託した機械警備の報告書及び月次収支報告書を添付提出しています。</p>

【湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場】

○ 社会教育部 スポーツ課

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象部課において、対象団体から受理する月間業務報告書及び年間業務報告書に添付の収支状況等について、記載金額誤りが見受けられたため適切に対処するよう対象団体を指導するとともに、確認体制を強化されたい。</p>	<p>(1) 指定管理者へは小口現金出納帳などの内部経理書類の確認体制を強化するよう指導するとともに、年間業務報告書の提出時には全費目の収支状況報告書の提出を求め、所管課として適正な経費の執行となっているか精査いたします。</p>

○ 指定管理者：湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象団体において、月間業務報告書及び年間業務報告書に添付の収支状況等について、記載金額誤りが見受けられたため、適切に対処されたい。</p> <p>(2) 対象団体において、基本協定書に定めたアンケートが未実施の施設があった。業務内容説明書においては、自らの責任と費用により実施するものではあるが、利用者の意見や要望を把握するために必要な事項であることから、協定に則した執行に努められたい。</p>	<p>(1) 収支報告に関連する日々の出納管理からチェック体制を見直すとともに、再発防止に向け関係スタッフへの金銭管理の教育を強化することで、誤りのない年度報告を申請いたします。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスに起因した利用状況から一部施設のアンケート実施を見送ったものとなりますが、令和4年度から利用者意見・要望を把握するためアンケート実施に余裕を持った期間を設定するほか、予約状況を把握し確実な回答取得とすることで協定に則した確実な</p>

<p>(3) 対象団体において、小口現金出納帳への記載誤りがあったので、確認体制を強化されたい。</p>	<p>履行を計画し執行いたします。</p> <p>(3) 小口現金出納帳への誤記載について、「執行者→グループ担当者」の確認としていたことを、「執行者→場長→グループ担当」に改めたチェック体制を講じて記載事項の誤りを無くすこと、残金確認を確実に行った上で小口現金補充を行う等の再発防止策を講じます。</p>
--	---

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

○ 令和 5 年度に実施した決算審査

ア 令和 4 年度平塚市公営企業会計決算意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度平塚市病院事業決算及び平塚市下水道事業決算について審査を行い、令和 5 年 7 月 28 日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

a 平塚市病院事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、病院事業の令和 5 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和 4 年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

令和 4 年度の病院事業は、29 科の診療科、感染症病床 6 床を含む 416 床の病床数により運営され、年間延べ患者数は入院で 111,755 人、外来で 184,102 人となっている。

(c) 総括意見

令和 4 年度の経営成績をみると、入院及び外来の延患者数は前年度と比べて増加し、一般病床の病床利用率も上昇した。医業収益は、高額薬剤を使用した診療の減少により外来収益は減少したものの、入院患者数や入院診療単価の上昇により入院収益が増加したため、前年度と比べて増加した。一方で、医業費用は、職員数の増加や燃料費高騰に伴い前年度と比べて増加し、当年度の医業損益は、16 億 4,671 万余円の赤字となった。また、医業外収益は、感染症関連補助金の影響で大幅に減少し、その結果当年度の純利益は、前年度の 23 億 8,914 万余円から 17 億 9,824 万余円減少し、5 億 9,090 万余円となった。

経営指標に目を向けると、医業収支比率は 88.5%で前年度と比べて改善したが、経常収支比率は、感染症関連の補助金が減少した影響を受けて 105.7%となり前年度と比べて悪化した。コロナ禍にあっても、手術支援ロボット「hinotori」や最新の MRI の導入など、積極的な取組により入院及び外来患者数の増加や病床利用率の改善につなげた点については評価したい。しかしながら、医業収支は依然としてマイナスとなっており、感染症の影響がまだ少なかった時期である令和元年度における医業収支比率 90.2%の水準には戻れていない状況である。最新機器の導入など新たな投資が市民への的確な医療の提供とともに、医業収益の更なる増加につながるよう、今後も効果的な活用に努めてもらいたい。

これまでのコロナ禍における病院経営の財政状況として、感染症関連の多額の補助金収入により、令和元年度に 55 億円を超えていた欠損金を令和 4 年度には約 2 億 9 千万円まで圧縮することができ、現金・預金残高についても、令和 4 年度末には約 57 億円となった。しかしながら、今後補助金収入が無くなれば、それにより得られた効果は急速に反転してしまうことが懸念される。加えて、令和 6 年 4 月から医師の時間外労働時間の上限規制適用が開始されるなど、働き方改革推進に向けた職員の増員等による給与費への影響や、令和 6 年度には長期借入金の償還が開始されることを考慮すると、今後も持続可能な病院経営とするためには、地域の医療機関との連携強化や特色ある診療科の強化などによる収益確保とともに、業務の見直し・効率化などによる経費削減に継続して取り組む必要があると考えており、収益と費用の両面における力強い実行を期待するところである。

最後に、新型コロナウイルスというこれまで経験したことのない大変な状況が長期に渡り続く中で、最前線で市民のために業務に従事していただいている病院職員には、深い感謝の念を表したい。様々な困難を乗り越えてきたこれまでの経験を今後の病院運営に活かし、将来構想「平塚市民病院 Future Vision2017-2025（改訂版）」に掲げる目標を達成するべく、今後も経営の安定化に努めながら、「私たちは、市民の健康を守り、地域医療に貢献します」という市民病院の理念に則り、市民が安心して受診できる病院で在り続けることを望むものである。

b 平塚市下水道事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、下水道事業の令和 5 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和 4 年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

公共下水道事業における水洗化人口は、前年度と比較して 764 人増加しており、245,545 人となっている。また、下水道使用料の対象となる有収水量は、前年度と比較して 322,720 m³ (1.1%) 減少し、28,012,333 m³となっている。

農業集落排水事業における水洗化人口は、前年度と比較して 36 人 (1.4%) 減少し、2,459 人となっている。また、処理場で処理した有収水量は前年度と比較して 3,435 m³ (1.4%) 減少し、243,966 m³となっている。

(c) 総括意見

令和 4 年度の経営成績（収益的収支）をみると、収益については、下水道使用料収入が節水型社会の定着などによる減収が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことにより事業所の排水量は増加したものの、家庭用の排水量が減少した結果、前年度と比較し減収となった。一方、費用については、燃料価格の高騰に伴う電気料金の増加などにより、全体として前年度に比べ増加した。この結果、当年度純利益は前年度と比較して 1 億 7,221 万余円減少し、3 億 2,056 万余円となった。なお、本市の下水道事業は、令和 4 年度で地方公営企業法の適用 7 年目となるが、7 年連続で純利益を計上している。純利益は減少傾向にはあるものの、健全な財政状況による事業運営を継続している点については評価したい。

令和 4 年度の建設改良工事については、国の交付金や企業債等の財源を確保して計画的に浸水対策工事やポンプ場の長寿命化工事等を実施した。また、予防保全的な維持管理にも努め、各施設を常に良好な状態に保つことで、下水道サービスの安定的な提供につながっているものとする。さらに、企業債残高は毎年減少していることから、新たな企業債の発行が償還額

の範囲内で執行され、財源調達の観点からも計画的に工事が進められていると認められる。

本市の下水道事業における課題として、全国的な傾向と同様に人口減少等に伴い使用料収入の増加が見込めない中、下水道施設の老朽化に伴う更新費用を確実に確保しなければならないことが挙げられる。現在、使用料で回収すべき経費がどの程度使用料で賄われているのかを示す指標である経費回収率は100%を超えており、受益者負担を適正に確保していることは理解するところである。しかしながら、経費回収率は年々低下している状況にあることから、収支の将来予測を見据え、引き続き経営の効率化を進めるとともに、長期的な視点に立った料金水準の適正化についても検討を進めていく必要があると考える。また、燃料価格などに起因する動力費の高騰は、処理費用を押し上げ、一般会計からの繰入金にも影響するため、外的要因の著しい変化を的確に分析し、必要な対応をお願いしたい。あわせて、農業集落排水についても、運営環境の変化を確実に捉えて、持続可能で効率的な管理手法を検討されたい。

人口減少や気候変動による集中豪雨の増加、コロナ禍を経験した後の社会環境など、下水道を取り巻く環境は、近年加速度的に変化している状況にある。こうした変化に対応し、様々な課題を整理して持続可能な下水道事業を推進するため、本市では「平塚市新下水道ビジョン」を策定し、「平塚市下水道事業経営戦略」や「平塚市総合浸水対策基本計画」をはじめとする各個別計画を両輪に下水道事業を展開している。また、令和5年2月には「平塚市下水道中期ビジョン（平成24年度～令和3年度）のまとめ」が公表され、引き続き取り組むべき課題が明らかになった。今後、災害への備えや施設の老朽化などに適切な対応をしていくためにも、市民に情報を積極的に発信して下水道事業の重要性や経営状況について理解を深めてもらうとともに、一層の経営基盤の強化と収支が均衡する持続可能な経営に努めることを望むものである。

イ 令和4年度一般会計・特別会計決算意見について

法第233条第2項の規定に基づき、令和4年度平塚市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査を行い、令和5年8月10日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

審査に付された各会計決算書及び政令で定める書類の記載事項と記載様式については、いずれも関係法令に準拠して適法に処理され、かつ正確に表示されているものと認められた。また、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行され、その目的は達成されたものと認められた。

a 決算状況

令和4年度の一般会計当初予算額は880億9,000万円で、これに前年度からの繰越財源充当額46億1,397万余円を加え、118億3,818万余円の増額補正をした結果、最終的な予算規模は、1,045億4,216万余円となった。これに特別会計予算922億7,564万円を加えた総予算額は、1,968億1,780万余円であった。

一方、決算額は、一般・特別会計を合わせて歳入1,912億9,230万余円、歳出1,851億5,195万余円となり、前年度に比べ歳入は86億6,037万余円(4.7%)、歳出は87億3,847万余円(5.0%)それぞれ増加した。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、61億4,035万余円の黒字であった。また、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は52億8,532万余円の黒字となり、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は7,634万余円の黒字となった。

b 普通会計

普通会計における決算状況を主な財政分析指数で見ると、財政力の強弱を示す財政力指数は、過去3年間平均で0.953と前年度に比べ0.008ポイント低下し、平成22年度から13年連続して地方交付税（普通交付税）の交付団体となっている。公債費比率は6.6%となり、前年度に比べ1.3ポイント悪化した。また、財政構造面での弾力性を示す経常収支比率は96.7%で前年度から6.5ポイント悪化した。この大幅な悪化については、令和3年度が臨時財政対策債償還基金費による経常一般財源の増加により大きく改善したという特殊要因があったことによるものではあるが、そうした影響のない令和2年度以前の数値を見ても悪化傾向は続いている。

歳入を財源別に前年度と比較すると自主財源は580億2,973万余円で、32億7,297万余円（6.0%）増加している。これは主に、繰越金が9億5,506万円減少したものの、繰入金が16億9,251万余円、市税が10億9,459万余円、諸収入が6億625万余円、財産収入が5億6,461万余円増加したためである。

依存財源は423億8,851万余円で前年度に比べ91億4,556万余円（17.7%）減少している。これは主に、地方消費税交付金が2億6,288万余円、県支出金が1億7,290万余円増加したものの、地方債が61億8,163万余円、国庫支出金が25億3,586万余円、地方交付税が5億6,403万余円減少したためである。

これらを合わせた歳入総額は前年度に比べ58億7,258万余円（5.5%）減少し、自主財源の比率は6.3ポイント上昇して57.8%となった。

歳出における経常的経費は772億3,131万余円で、前年度に比べ37億8,487万余円（5.2%）増加している。そのうち義務的経費は、扶助費や人件費が増加したことにより14億5,146万余円（3.1%）増加している。

臨時的経費は188億7,742万余円で、前年度に比べ96億2,705万余円（33.8%）減少している。これは主に、補助費等が11億2,439万余円増加したものの、普通建設事業費が62億6,104万余円、扶助費が38億8,845万余円減少したためである。

これらを合わせた歳出総額は前年度に比べ58億4,217万余円（5.7%）の減少となった。

c 一般会計

一般会計についてみると、歳入総額は1,005億7,972万余円で、前年度に比べ58億3,015万余円（5.5%）、歳出総額は962億7,022万余円で、前年度に比べ57億9,974万余円（5.7%）それぞれ減少した。実質収支については34億5,446万余円の黒字となり、単年度収支は1億2,403万余円の黒字となった。また、実質単年度収支は4億2,176万余円の赤字となった。

歳入において主体となる市税の収納率は98.2%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇し、収入未済額は1億6,337万余円（17.9%）減少して、7億4,933万余円となった。なお、不納欠損額は前年度に比べ1,068万余円（16.6%）増加し、7,494万余円となった。

一方、歳出予算の執行率は92.1%で、前年度に比べ0.2ポイント低下した。未執行額は82億7,194万余円であったが、このうち翌年度への継続費逐次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越額は34億2,433万余円で、前年度より11億8,964万余円（25.8%）減少した。

d 特別会計

特別会計については、5会計合計の歳入総額は907億1,258万余円で、前年度に比べ144億9,052万余円（19.0%）増加した。また、歳出総額は888億8,173万余円で、前年度に比べ145億3,822万余円（19.6%）の増加となり、歳入歳出ともにそれぞれ前年度を上回った。実質収支は18億3,085万余円の黒字で、単年度収支は4,769万余円の赤字となった。

競輪事業特別会計では、KEIRINグランプリ2022を平塚競輪場で開催したことなどにより、実質収支は5億9,231万余円の黒字、単年度収支も4,632万余円の黒字となった。また、一般会計に4億5,000万円を繰り出した。

国民健康保険事業特別会計では、実質収支は1億4,320万余円の黒字で、単年度収支は8,623

万余円の赤字となった。国民健康保険税の収納率は77.8%で、前年度と比べ2.1ポイント上昇し、収入未済額は3,915万余円(2.7%)減少した。

水産物地方卸売市場事業特別会計では、実質収支は25万余円の黒字で、単年度収支は119万余円の赤字となった。

介護保険事業特別会計では、実質収支は9億7,749万余円の黒字で、単年度収支も1億3,831万余円の黒字となった。介護保険料の収納率は98.2%で、前年度と比べ0.2ポイント上昇し、収入未済額は473万余円(6.6%)減少した。

後期高齢者医療事業特別会計では、実質収支は1億1,759万余円の黒字で、単年度収支は1億4,490万余円の赤字となった。

令和4年度の一般会計から全特別会計への繰入金は、総額で60億7,484万余円となり、前年度と比較すると1億962万余円(1.8%)増加した。これは主に、介護保険事業特別会計が1億1,319万円(3.6%)増加したためである。特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てることが原則であり、各会計にあっては自主・独立性を高め、それぞれの設置目的に沿ったサービスの向上と効率的な事務執行を図り、一般会計からの繰入金を極力縮減するよう努められたい。

e 総括意見

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)による危機から徐々にではあるが、経済回復の兆しが見えはじめ、本市でも湘南ひらつか七夕まつりが3年ぶりに開催され、市制施行90周年を祝う事業も数多く行われた。その一方で、ウクライナ情勢等の影響による、エネルギーをはじめとした物価高騰への対応に迫られた一年ともなった。

このような状況にあった令和4年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに増加し、単年度収支では、一般会計は前年度に引き続き黒字に、特別会計は前年度の黒字から赤字となった。また、財政構造の弾力性等をみると、経常一般財源比率は前年度を2.6ポイント上回ったが、経常収支比率は前年度に比べ6.5ポイント悪化した。これは、前年度において臨時財政対策債償還基金費による経常一般財源の増加があったという特別な要因による大幅な悪化ではあるが、これまでの推移を見ても引き続き悪化傾向となっている。さらに、直近3か年平均の財政力指数も低下しており、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。

歳入においては、自主財源である市税や繰入金が増収となったものの、子育て世帯への臨時特別給付金関連の国庫支出金等が大幅に減少した結果、全体として前年度より減少した。安定した財政運営のためには自主財源の確保が重要であるが、そうした中で、昨年に続き市税や国民健康保険税の収納率は向上し収入未済額も減少した。それぞれの部署で着実な取組を進めた結果であると評価するところであるが、市全体としてはまだまだ多額の収入未済額が発生している。市民等には感染症の影響などによる特別な事情があることも考えられ、そうした市民等に対しては状況に応じた適切な対応を図りつつ、負担の公平を確保するため、本市の債権管理指針等に則った効果的かつ適切な歳入確保に努められたい。

歳出においては、扶助費や人件費が増加しており、こうした義務的経費の増加傾向は財政の硬直化へつながると懸念される。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業など臨時的な支出の影響があるものの、人件費や公債費といった経常的な支出については、より計画的な視点を持って財政運営に努められたい。また、国土強靱化が求められる中、本市においても公共施設における老朽化への対応などで道路や市営住宅、総合公園において維持補修費を増額して対応している状況がある。今後も市民が安心して利用できる施設の維持管理を望むとともに、平塚市公共施設等総合管理計画などに基づく、適正で効率的な管理を求めるところである。

基金については、財政調整基金現在高が令和5年3月末日で77億4,153万余円となったが、出納整理期間中の増減により5月末日の現在高は、前年度より6億891万余円減少した71億3,262万余円となった。また、地方債現在高は、前年度から31億9万余円減少して554億379万余円となっており、小中学校大規模改修や中学校完全給食準備の一部事業において多額の借り入れがあるものの、

全体としては借入額が償還額を下回り将来世代への過大な負担とならないよう調整されている。今後も地方債現在高については、債務負担行為に基づく支出予定額等や基金の残高推移とあわせて管理する中で、持続可能で魅力あるまちづくりに努められたい。これまでの原油高や物価高騰などにより痛みを感じている市民や事業者には、引き続ききめ細やかな支援が必要となり、停滞した市内経済や地域活動再開への支援と両立していくことが重要になる。コロナ危機からの経済回復時期に難しいかじ取りになるが、「全体最適」や「選択と集中」の手法によるプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の意識強化を期待するところである。

その他、年間を通じた監査の過程で留意を要する事項が見受けられたので、次の事項について要望する。

事務執行における指摘事項等は、部局によらず庁内共通の事項であることが多い。指摘内容については各監査終了後に公表しているため、全ての部局が当事者意識を持って確認し、自身の事務執行にフィードバックすることで事務処理誤りの防止等に努めてもらいたい。また、令和4年度は、「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」をテーマとして、行政（重点）監査を実施した。職員の過失による事故防止等、更なる交通安全対策の強化とともに、ヒューマンエラー防止を補完する技術を搭載した車両の導入や、経済性・効率性を考慮した庁用自動車の調達方法の検討など、時代に即した対応を望むところである。

今後の行政運営については、平塚市人口ビジョンに基づき新たな総合計画や総合戦略などを策定して進めるものと考えているが、構造的な課題である少子高齢化が予測以上の速度で進み、将来推計人口等に影響を及ぼすことも懸念される。そうした状況を的確に捉えたうえで、本市の目指す方向性を明確なビジョンとして提示し、市民の理解、協力を得ながら取り組んでいくことを希望する。

また、本市ではこれまでも将来に向けた成長への投資として、様々な事業を進めてきた。例えば、ツインシティ大神地区については、まちづくりとして進める2核1地域のひとつとして、新たな雇用の創出や市内経済への波及効果による市税への好循環も見込まれている。この様に、これまで種をまき育ててきた取組の成果について、果実として市民が実感できる形で還元されるよう望むところである。

最後に、市制施行90周年事業が数多く開催される中、2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」に関連して、市民団体等と協働の「平塚版SDGs自分ごと化プロジェクト」なども実施され、将来目標について市民と共に考える姿勢も見られた。さらに、平塚駅周辺地区の変わりゆく環境に対応する将来に向けたまちづくりや新たな姉妹都市提携など、市制100周年を見据えた発展的な光も感じることができる。こうした動きを止めることなく、人とまちが生き生きと輝き続ける未来に向けて、今後も市民や民間事業者と連携して取組を進めていくことを望むものである。

（6） 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

ア 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行い、令和5年8月10日に意見書を提出した。

イ 健全化判断比率審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	説明
ア 実質赤字比率	—	—	11.25%	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25%	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
ウ 実質公債費比率	4.7%	3.7%	25.0%	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ 将来負担比率	22.5%	25.2%	350.0%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(注1) 早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準

(注2) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「—」で表示される。

ウ 資金不足比率審査結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準	説明
ア 資金不足比率	—	—	20.0%	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

(注) 資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「—」で表示される。

(7) 現金出納検査(法第235条の2第1項)

当該検査の月の前々月分を対象として、毎月、一般会計・特別会計(所管：会計課)、病院事業会計(所管：市民病院)、下水道事業会計(所管：下水道経営課、下水道整備課)を行った。

ア 現金出納検査の結果

- (ア) 一般会計・特別会計
現金の現在高、収入事務、支出事務について適正に処理されていると認められた。
- (イ) 病院事業会計
会計事務処理、流動資産等については適正に処理されていると認められた。
- (ウ) 下水道事業会計
会計事務処理、流動資産、流動負債等について適正に処理されていると認められた。

(8) 工事現場視察等

工事監査の中止の状況により実施しなかった。

2 住民監査請求（法第 242 条第 1 項）

普通地方公共団体の住民は、長若しくは委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。

なお、令和 4 年度の住民監査請求の事例はなかった。

(1) 年度別請求件数等(過去 5 年間)

年度	請求件数	処理結果			取り下げ
		勧告 (請求に理由があると認める場合)	請求棄却 (請求に理由がないと認める場合)	請求却下 (請求要件を欠く場合)	
平成 30	—	—	—	—	—
令和元	4	—	2	2	—
令和 2	3	—	2	3	—
令和 3	1	—	—	1	—
令和 4	—	—	—	—	—

(注) 1 件の請求の中で複数の主張がされた場合において、主張内容により処理結果が異なるときは、それぞれの処理結果を計上するため、請求件数と処理結果の計が一致しないことがある。

(2) 請求事案及び処理結果(過去 5 年間)

請求年月日	事案	通知年月日	処理結果
令和元. 7. 29	高村公園倉庫設置費用に関する請求	令和元. 8. 9	却下
令和元. 10. 15	退職手当の返納請求に関する請求	令和元. 12. 9	棄却
令和元. 11. 19	し尿収集運搬業務委託料に関する請求	令和 2. 1. 14	棄却
令和元. 12. 12	高村公園設置倉庫の撤去に関する請求	令和 2. 1. 14	却下
令和 2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における委託料に関する請求	令和 2. 12. 21	一部却下 一部棄却
令和 2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報酬に関する請求	令和 2. 12. 21	(受理後) 却下
令和 2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報償費に関する請求	令和 2. 12. 21	一部却下 一部棄却
令和 3. 6. 4	平塚市議会議員に対する措置請求	令和 3. 6. 30	却下

3 監査の体制

(1) 監査委員（4人）（令和5年10月1日現在）

- 識見監査委員
代表監査委員（常勤）市川喜久江（令和3年12月20日就任）
監査委員 城田孝子（令和4年12月1日就任）
- 議選監査委員
監査委員 山原栄一（令和5年5月18日就任）
監査委員 秋澤雅久（令和5年5月18日就任）

(2) 監査委員事務局（9人）（令和5年10月1日現在）

事務局長
|
(監査担当) — 局長代理 — 主管（1） — 主査（5） — 主任（1）

